

令和元年定例第4回市議会会議録(第1日)

令和元年12月4日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥菌	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	瀬口	健

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	堤則勝
副市長	宮寄敬介	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
教育長	待鳥博人	福祉事務所長	木村加代子
監査委員	平井常雄	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	環境衛生課長	松尾和久
保健福祉部長	松尾博	農林水産課長	宮崎眞一
市民部長 兼市民課長	築地原良太	商工観光課長	岡俊幸
環境経済部長	坂田良二	上下水道課長	甲斐田裕士
建設都市部長	富重巧齐	学校教育課長	藤吉裕治
教育部長	野田圭一郎	税務課長	吉開照修
消防長	北嶋俊治	子ども子育て課長	松藤典子
総務課長	椛嶋晋治	子ども子育て課 子ども子育て係長	甲斐田美紀
財政課長	木村勝幸	上下水道課庶務係 上水道担当係長	今村武彦

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (7) 承認第5号 専決処分の承認について（専決第1号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第6号））
- (8) 認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第3号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 認定第4号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第5号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第6号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第7号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第8号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第9号 平成30年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (18) 議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- (19) 議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について
- (20) 議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- (21) 議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (24) 議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について
- (25) 議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (27) 議案第61号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について
- (28) 議案第62号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- (29) 議案第63号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- (30) 議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）

(追加日程)

- (1) 議会改革調査特別委員会の設置について

午前9時30分 開会

○議長（瀬口 健君）

ただいまから令和元年定例第4回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（瀬口 健君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまより議会運営委員会報告を行います。

令和元年第4回定例会の運営につきまして、11月22日に議会運営委員会を開催したところでございます。その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告1件、承認1件、認定9件、議案14件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日12月4日から12月20日までの17日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様のほうに資料を配付しております。御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

承認第5号につきましては即決といたします。認定第2号から認定第10号までの9件につきましては決算審査特別委員会に付託といたします。次に、議案第51号から議案第54号までの4件につきましては総務常任委員会に付託といたします。次に、議案第55号から議案第57号までの3件につきましては文教厚生常任委員会に付託といたします。議案第58号から議案第60号までの3件につきましては産業建設常任委員会に付託といたします。議案第61号から議案第64号までの4件につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの17日間に決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬口 健君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（瀬口 健君）

日程第3．監査報告について。

監査委員の報告を求めます。平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めて、おはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属するところの出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、令和元年7月分を8月26日、8月分を9月26日、9月分を10月28日に実施いたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（瀬口 健君）

日程第4．議案の一括上程を行います。

報告第7号の1件、承認第5号の1件、認定第2号から第10号までの9件、議案第51号から第64号までの14件を一括議題といたします。

日程第5 提案理由説明

○議長（瀬口 健君）

日程第5．市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和元年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、各議員の皆様におかれましては公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本会議に御提案いたします議案につきまして御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）までの25件でございます。

まず、報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成30年度決算に基づき健全化判断比率と資金不足の比率について報告するものでございます。

財政の健全度をあらわします4つの指標につきましては、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回るなど健全な状況でございます。

次に、承認第5号 専決処分の承認につきましては、令和元年度みやま市一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号 平成30年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定までの8件につきましては、地方自治法第233条の規定により平成30年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成31年3月末をもちまして解散いたしました東山老人ホーム組合の打ち切り決算につきまして、地方自治法第292条の規定により、地方自治法施行令第5条第3項を準用し、事務の承継市町村である当市におきまして決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、任期を定めた一般職員を採用する必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定でございますが、まずは、私の管理職員研修での不適切な資料の配布につきまして社会的に多大な影響を与えましたこ

と、また、教育関係者への冊子の配布により政治活動に対して疑念を抱く結果となったことにつきましては、市民や議会の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして、皆様方には心からおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今回の事態を私自身重く受けとめ、給与を減額する条例を制定するものでございます。

次に、議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税について、納期ごとの分割金額を平準化して納めやすくするため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定までの3件につきましては、それぞれ事業におきまして国の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定につきましては、土地改良施設の改修工事など農業農村整備事業の実施に伴いまして、受益者から分担金を徴収する必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営駐車場の使用料の改定を行うため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例を改正するものでございます。

議案第61号から議案第64号につきましては、本年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、地方財政法第7条による前年度剰余金及び国債売却による運用利益につきまして財政調整基金に積み立てますことや、障害児放課後デイサービスや児童発達支援費の報酬単価の増による不足額の補正を計上しております。

また、8月の大雨や9月の台風17号により被害を受けました農業用機械や施設の復旧に必要な修繕経費の助成費等を計上いたしております。

次に、介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画策定のためのニーズ調査委託料や、介護予防サービス計画書作成件数の増加による委託料の補正を計上いたしております。

す。

次に、生活排水処理事業につきましては、少人数の高齢者世帯に対する浄化槽使用料の軽減に伴う電算システムの改修費を計上いたしております。

また、水道事業につきましては、瀬高橋に添架している配水本管などの耐震化工事に係る出資金受入のための補正を行っております。

なお、各議案等の詳細につきましては後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

日程第6 報告第7号

○議長（瀬口 健君）

日程第6．報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の平成30年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率はありません。本市の平成30年度普通会計の決算は592,368千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の平成30年度決算における全ての会計の収支は1,719,784千円の黒字となり、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、平成30年度は前年度より0.4ポイント改善し、4.8%となっ

ております。

次に、将来負担比率は普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市の平成30年度決算は将来負担すべき負債の合計に対して基金や今後、地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されません。

続いて、資金不足比率について御説明いたします。

次ページをお願いいたします。

資金不足比率は公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、平成30年度決算は水道事業会計から生活排水処理事業まで全て黒字となっており、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当がありません。

本市の平成30年度決算は、いずれの指標も早期健全化の基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により監査委員の監査に付しておりますので、申し添えます。

以上、報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

○議長（瀬口 健君）

ただいまの件について監査委員の審査意見を求めます。平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、平成30年度みやま市の財政健全化、公営企業会計経営健全化及び水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和元年10月29日に実施をいたしました。いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、お手元の意見書を御高覧いただきたいと思います。

今後も、早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように財政の健全化に向けて努力していただくことを期待いたしまして、平成30年度の経営健全化審査意見とさせて

いただきます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第7号 平成30年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7 承認第5号

○議長（瀬口 健君）

日程第7. 承認第5号 専決処分の承認について（専決第1号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第6号））について提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

それでは、承認第5号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年9月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、本年8月の大雨により被災した道路、水路等の災害復旧工事費及び9月の台風17号により被災した道路、林道の倒木処理並びに農林漁業体験実習館清水山荘の屋根の一部損壊に係る災害復旧工事費について緊急に措置する必要がありましたので、専決処分いたしましたものでございます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算にそれぞれ169,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,732,409千円といたしております。

まず、予算書4ページの第2表 地方債補正は、公共土木施設災害復旧事業を追加いたしております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算書7ページからでございます。

14款1項3目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金66,366千円を計上いたしております。

次に8ページ、15款2項8目。災害復旧費県補助金は農業用施設災害復旧費補助金14,674千円を、続いて9ページ、19款1項1目。前年度繰越金33,860千円は一般財源の額を調整し、計上いたしております。

次に、10ページの20款4項4目。雑入は清水山荘の建物罹災共済金2,000千円を、続いて11ページ、21款1項7目。災害復旧債は公共土木施設災害復旧債52,600千円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものを御説明いたします。

予算書12ページからでございます。

11款1項1目。農業用施設災害復旧費は、8月の大雨により被災した農道等の農業用施設災害復旧工事費22,000千円及び水路等の復旧に係る機械借上料5,500千円を追加いたしております。また、清水山荘災害復旧事業費は、台風17号により一部損壊した清水山荘の屋根の復旧工事費6,500千円を計上いたしております。

続いて13ページ、11款2項1目。公共土木施設災害復旧費は、8月の大雨により被災した道路等の公共土木施設災害復旧工事費99,500千円のほか、測量設計委託料12,000千円、機械借上料15,000千円等を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

承認第5号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

承認第5号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認について（専決第1号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第6号））は承認することに決定いたしました。

日程第8～第16 認定第2号～認定第10号

○議長（瀬口 健君）

日程第8. 認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16. 認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件について提案理由の説明を求めます。

まず、認定第2号から第9号までの説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。それでは、認定第2号から認定第9号まで、平成30年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値並びに主要な施策の成果の概要につきましては、平成30年度みやま市決算に係る主要な施策の成果説明書をもとに申し上げます。

また、決算数値につきましては端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書の4ページをお願いいたします。

まず、I 決算規模・収支の状況でございますが、平成30年度みやま市一般会計の歳入決

算額は19,909,770千円、歳出決算額は19,204,180千円となり、歳入歳出差し引き額は705,580千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源113,300千円を差し引いた実質収支は592,280千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はプラス2.1%、歳出決算額もプラス1.8%とそれぞれ増額となっております。

続きまして、歳入決算の概要について御説明いたします。

成果説明書4ページのⅡ 歳入の状況の表で御説明いたします。

まず、1款. 市税の決算額は3,669,510千円、前年度比0.4%の減となっております。景気回復等による個人所得割の増加に伴い個人市民税はふえているものの、評価がえ等により固定税は減少しており、全体としては微減となっております。

続いて、2款. 地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づいて交付をされております。

まず、2款. 地方譲与税は自動車重量税の増加などにより前年度比1.4%増の214,010千円、6款. 地方消費税交付金は輸入額の増に伴う貨物割の増加等により前年度比0.6%増の624,320千円となっております。

一方、10款. 地方交付税の決算額は5,836,670千円と歳入全体の29.3%を占めておりますが、前年度と比較して147,540千円の減、前年度比マイナス2.5%となっております。普通交付税の合併算定がえの段階的縮減や事業費補正の減によるものでございます。

続いて、14款. 国庫支出金は決算額2,608,450千円、前年度と比較して324,170千円の減、率でマイナス11.1%となっております。臨時福祉給付金給付事業による民生費国庫補助金やバイオマスセンター建設に伴います衛生費国庫補助金の減少が主な要因となっております。

次に、15款. 県支出金は決算額1,568,880千円となっており、前年度比較108,520千円の減、率でマイナス6.5%でございます。これは前年度の保育所等施設整備事業費補助金や農地中間管理事業の補助金の減によるものでございます。

次に、18款. 繰入金は801,740千円の決算額で、前年度に対して135,200千円の増、率にしてプラス20.3%となっております。財政調整基金繰入金の増が主な要因でございます。

最後に、21款. 市債は決算額2,961,510千円、前年度比較820,440千円の増、率にしてプラス38.3%でございます。バイオマスセンター整備事業や総合市民センター建設事業等に係る市債の増によるものでございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。

成果説明書18ページのⅢ 歳出の状況の表で御説明いたします。

まず、1款. 議会費は決算額175,180千円、前年度に対し16,090千円の減、率にしてマイナス8.4%でございます。事務局職員の減などによるものでございます。

次に、2款. 総務費は決算額2,531,850千円、前年度に対しまして398,850千円の増、率にしてプラス18.7%となっております。総合市民センター建設事業費や財政調整基金積立金の増などが主な要因でございます。

続きまして、3款. 民生費は7,013,660千円の決算額で、前年度比較151,580千円の減、率でマイナス2.1%となっております。臨時福祉給付金事業の終了や保育所等の施設整備事業費補助金の減などによるものでございます。

次に、4款. 衛生費は決算額2,490,810千円、前年度比388,040千円の増、率にしてプラス18.5%となっております。旧山川南部小学校校舎を活用した地域ブランド品加工等施設整備や新ごみ処理施設、新火葬施設整備に伴う有明生活環境施設組合負担金の増によるものでございます。

次に、5款. 労働費は決算額11,290千円、前年度比較9,840千円の減となっております。シルバーワークプラザのグラウンド改修工事の完了によるものでございます。

続きまして、6款. 農林水産業費は決算額が1,250,410千円、前年度比較109,230千円の減、率にしてマイナス8.0%となっております。前年度の道の駅みやま農村チャレンジショップ整備工事費や江浦漁港の泊地浚渫工事費の減によるものでございます。

次に、7款. 商工費は263,410千円の決算額で、前年度比較12,320千円の減、率でマイナス4.5%でございます。ホテル誘致に伴います用地購入費、補償費の減によるものでございます。

続きまして、8款. 土木費は決算額1,835,500千円、前年度比較82,690千円の減、率でマイナス4.3%となっております。公営住宅建設工事費や過疎対策道路整備事業費の減などによるものでございます。

次に、9款. 消防費は748,710千円の決算額で、前年度比較22,590千円の増、率にしてプラス3.1%でございます。高規格救急自動車の購入が主な要因でございます。

続いて、10款. 教育費は決算額1,485,440千円、前年度比較76,740千円の減、率でマイナス4.9%となっております。前年度の山川市民センター吊り天井改修工事の完了や教育長人

件費の減等によるものでございます。

次に、11款. 災害復旧費は決算額39,950千円、前年度比35,290千円の増、率にして757.4%の増となっております。平成30年度7月の西日本豪雨によります農業用施設、公共土木施設の災害復旧工事費の増によるものでございます。

最後に、12款. 公債費は決算額1,357,920千円、前年度に対しまして48,760千円の減、率にしてマイナス3.5%となっております。まいピア高田建設事業分の過疎債や平成9年度の地方消費税導入に伴います臨時税収補てん債の償還の終了などによるものでございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算状況について御説明をいたします。

認定第3号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

成果説明書は260ページからでございます。

260ページの中ほど、平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,629,870千円、歳出決算額が5,492,350千円で、歳入歳出差し引き額は137,510千円の黒字となっております。

法改正に伴い、平成30年度から県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担い、市は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等を行うこととなりました。

このため、261ページの表にございますとおり、前年度と比較して歳入決算額で834,560千円、歳出決算額で811,510千円とそれぞれ大幅な減となっております。

続きまして、認定第4号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は270ページからでございます。

270ページの中ほど、平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額637,250千円、歳出決算額635,090千円、歳入歳出差し引き額は2,160千円の黒字となっております。

270ページの下の方ですが、前年度と比較しますと歳入決算額で11,150千円の増、歳出決算額で11,540千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付金の増が主な要因でございます。

次に、認定第5号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て御説明いたします。

成果説明書は274ページからでございます。

まず、介護保険事業勘定でございますが、第7期介護保険事業計画の初年度に当たる平成30年度歳入決算額は、274ページ中ほどにあります5,127,960千円、歳出決算額は4,896,640千円で、歳入歳出差し引き額は231,310千円の黒字となっております。

274ページ下の表ですが、前年度と比較しますと歳入決算額で108,090千円の増、歳出決算額で45,000千円の増となっております。

続いて、成果説明書282ページをお願いします。

介護サービス事業勘定につきましては、ページの中ほどでございますが、歳入決算額15,110千円、歳出決算額12,830千円で、歳入歳出差し引き額は2,280千円の黒字となっております。

次に、認定第6号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は284ページからでございます。

284ページ中ほど、歳入決算額は423,020千円、歳出決算額406,970千円で、翌年度へ繰り越すべき財源10,760千円を差し引いた実質収支額は5,280千円の黒字となっております。社会資本整備総合交付金事業による下水道管渠工事の増加に伴い、前年度に比べ歳入総額で35,080千円、歳出総額で25,520千円のそれぞれ増となっております。

続きまして、認定第7号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は292ページからでございます。

292ページの中ほど、歳入決算額は51,650千円、歳出決算額は48,720千円で、翌年度へ繰り越すべき財源350千円を差し引いた実質収支額は2,580千円の黒字となっております。総務費の減等により歳入歳出ともに減少しております。

次に、認定第8号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は298ページからでございます。

298ページの中ほど、歳入決算額は454,870千円、歳出決算額は447,910千円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,410千円を差し引いた実質収支額は3,540千円の黒字となっております。前年度と比較しますと、歳入総額で12,330千円、歳出総額で10,400千円の増で、浄化槽の維

持管理費等の増によるものでございます。

最後に、認定第9号 平成30年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書304ページでございます。

前年度に引き続き用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は80千円、歳出決算額はゼロ円、歳入歳出差し引き額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第2号から認定第9号まで一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

続いて、認定第10号について説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、養護老人ホーム楠寿園の民営化に伴い、平成31年3月31日をもって解散いたしました東山老人ホーム組合の歳入歳出決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

東山老人ホーム組合の収支につきましては解散の日をもって打ち切りとしており、決算につきましては、その後の事務を承継したみやま市において監査委員の審査に付し、議会の認定を受けることといたしております。

平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出の平成31年3月31日解散に伴う打ち切り決算は、歳入決算額346,370千円、歳出決算額212,350千円、歳入歳出差し引き額は134,020千円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入においては118,070千円の増額、歳出は2,190千円の減となっております。歳入の増額は、組合解散に伴う福岡縣市町村職員退職手当組合脱退精算金135,370千円の収入によるものでございます。

以上、御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

以上の件について監査委員の審査意見を求めます。平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

まず、今回の平成30年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から用地特別会計歳入歳出決算までの8会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額19,909,772,265円、歳出決算額19,204,182,729円で、差し引き額といたしましては形式収支705,589,536円でございます。

国民健康保険事業等特別会計の合計額の歳出額は12,339,856,881円、歳出決算額が11,940,541,058円で、差し引き額といたしましては399,315,828円となっております。

一般会計と特別会計の合計額の決算額は、歳入決算額が32,249,629,146円、歳出決算額が31,144,723,787円、差し引き額といたしましては1,104,905,359円となっており、一般会計、特別会計の全ての会計において黒字決算となっております。

以上が平成30年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては決算意見書に記載いたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は10月3日から10月30日の間に実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で主なものを御報告させていただきます。

まず、1番目に税等の徴収でございます。市税の収入率は96%と良好な状態ではありますが、収入未済額につきましては前年度と比較して2.7%増加しており、今後も税の公平性を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加え、徴収には毅然とした姿勢を持って当たられ、収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

また、地方交付税が減額していく中、今後のみやま市の財政安定化のためには自主財源を確保する取り組みが重要でございます。

2番目に、予算の流用、充用でございます。いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされていますが、予算編成に当たってはより慎重を期されるよう望むものでございます。

3番目に、不用額についてでございますが、不用額については経費節減に伴うものもございますが、大部分は執行残であり、予算編成の段階で前年度を踏襲的な予算計上ではなく、事業内容を十分精査した上で予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

また、基金繰り入れを行っている財政状況の中では、今後も執行状況を的確に把握し、年度途中において不用額が見込まれるものにつきましては減額補正をするなど、財源の有効活用を図られるよう望むものでございます。

4番目に、その他でございますが、財源の有効活用のため今後も国、県の補助事業を積極

的に活用していただくこと、また、事業の効果等を市民にお知らせする際は市民1人当たりの金額を示すなど、効果が身近に感じられるような工夫をされることを望みます。

それに、補助金交付団体につきましては構成規模や事業内容等を精査され、補助金額等の検討も引き続きされるよう望むものでございます。

5番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、少子・高齢化、医療技術の高度化などにより医療費は増加傾向にあり、早期発見、早期治療による保険給付費の抑制を図るため、特定健康診査など受診向上の対策を講じられるよう望むものでございます。

以上、審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉増進のため最小の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものでございます。

次に、平成30年度東山老人ホーム組合一般会計の決算審査意見を申し上げます。

本審査は、一部事務組合である東山老人ホーム組合が平成31年3月31日をもって解散したことに伴う打ち切り決算審査で、令和元年10月30日に歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書等について関係職員からの説明聴取をもって行いました。

審査の結果、決算書類は関係法令等に遵守して作成されており、内容は適正であると認められました。

また、解散に伴う精算事務につきましても適正に協議済みであることを確認いたしました。

審査の概要につきましては、歳入決算額346,378,370円、歳出決算額212,357,348円、歳入歳出差し引き額134,021,022円となっております。

詳細につきましては、お手元の意見書を御高覧いただきたいと存じます。

以上で平成30年度みやま市一般会計及び特別会計決算審査意見と東山老人ホーム組合一般会計決算審査の御報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行いますけれども、この件につきましては、今後14名で構成する決算審査特別委員会を設置して審議したいと思いますので、質疑については簡潔にお願いをいたします。

質疑は認定第2号から認定第10号まで一括して行いますが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号から認定第10号までの9件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、認定第2号から認定第10号までの9件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番河野一仁君、2番森弘子君、3番村上義徳君、4番奥菌由美子君、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君、7番古賀義教君、8番前原武美君、9番上津原博君、10番荒巻隆伸君、12番中尾眞智子君、13番中島一博君、14番宮本五市君、15番牛嶋利三君、以上14名の諸君を指名いたします。

日程第17 議案第51号

○議長（瀬口 健君）

日程第17. 議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

それでは、議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者支援法に基づき、犯罪被害を受けた方々やその御家族への支援を総合的に推進し、被害の早期の回復及び軽減を図るため、条例を制定するものでございます。

福岡県では、今年4月から犯罪被害者等支援条例が全面的に施行されており、これを受けて県内他市町村と同様に、本年度に入り条例制定に向けた協議を進めてきたところでございます。

条例の主な内容でございますが、第3条から第5条に犯罪被害者等の支援についての基本理念及び犯罪被害者等に対する市、市民等の責務を定めるほか、第6条では被害者等が直面している問題についての相談や情報提供、関係機関との連絡調整について、第7条では被害者等の経済的負担の軽減を図るための見舞金の支給について定めております。

そのほか、被害者等の置かれた状況に応じて必要な措置を行う旨等を規定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑ございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

犯罪被害者の分についてでありますけれども、この運用についてちょっとお伺いしたいと思います。

条例は来年1月1日からということでありますけれども、この遺族見舞金、傷害見舞金が300千円、100千円ということを書いてありますけれども、この分の予算についてはいつされるのか、今期の12月で補正を組まれるのか、それとも、この事象が発生した後に予算について提案されるのか、ちょっとその点だけをお伺いしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

柁嶋総務課長。

○総務課長（柁嶋晋治君）

予算措置につきましては、こういった犯罪事例というのが余り多くございませんので、予備費で今のところ検討いたしているところでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は総務常任委員会に付託することに決定いたし

ました。

日程第18 議案第52号

○議長（瀬口 健君）

日程第18. 議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

それでは、議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、教育職員など高度の専門的な知識経験やすぐれた識見を有する者等を任期を定めて採用するに当たり、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

条例の主な内容につきましては、第1条には制定の趣旨を、第2条及び第3条ではそれぞれ任期付職員を採用することができる条件を列挙しております。第4条では短時間勤務職員の採用に当たっての条件、また、第6条では任期付職員及び短時間勤務職員の任期の更新について期間を定めております。

施行日につきましては令和2年4月1日といたしております。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は総務常任委員会に付託することに決定をいた

しました。

日程第19……（「ちょっと1時間が経過しましたが、一回休憩とってもらうか、個別にとってもらうか」と呼ぶ者あり）

そしたら、区切りのいいところでございますので、日程第19からこの後、始めていきたいと思えます。今この時計で10時39分でございます。50分までの休憩といたしますが、それによろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第19 議案第53号

○議長（瀬口 健君）

日程第19. 議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

それでは、議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市長の管理職員研修での不適切な資料の配布につきまして社会的に多大な影響を与えたこと、また、教育関係者への冊子の配布が政治活動に対して疑念を抱く結果となったことを重く受けとめ、市長の給与を減額する条例を制定するものでございます。

具体的な内容といたしましては、令和2年1月1日から同年3月31日までの3カ月間、市長の給料月額を20%減額する措置を講ずるものであります。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

この案件で、最近、修学旅行に校長等が同伴して飲酒をしたというような事案が出ております。何を聞いているかという、市長は特別公務員でありますけど、信用失墜行為ですね、そういうものを考えた場合に、人権問題で社会的に大きな影響を与えたと今、総務部長のほうからお話がありました。信用失墜行為として、飲酒はビール1本かそこら辺だったと聞いておりますけど、人権侵害とそちらのほうと考えた場合にどちらが信用失墜行為は重たいか、市長の考えをお聞きします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんの質問にお答えいたします。

どちらが重たいかということにつきましては、なかなか社会的判断、いろいろあると思います。ですが、やはりその人権につきましては私も深く受けとめておりまして、非常に反省しているところでございますので、そちらのほうについてはそちらのほうで御判断いただくことだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

市長としては判断できないということでございます。ただ、失墜をしたということは認められておるから、この条例があるということで理解しますが、参考までに言えば、校長は懲戒処分があった後、退職をされております。参考のためにお話ししておきます。

それと、人権にかかわる侵害というものは非常に重たい信用失墜行為だと私は思います。そういうことからいって、この3カ月と。金銭じゃないです、私は。これについては非常な疑義を感じておるんですけど、市長がこの3カ月ということを出された根拠とか、そこら辺があれば教えてください。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

これにつきましては、他の自治体等の懲戒内容とかも調査してもらった上でこのように出

させていただくということで、後は総務委員会のほうで御審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

総務委員会です。私は今、質疑しておるわけなんですけど、私としては、市長はどっちが重たいか判断できないという答弁をされまして、他の市町村と比較してということは、他の市町村のどういう事案をもとに比較されたのか。幾つか事案があつてされたんだろうから、そこ同等だという判断で3カ月というのをを出されておると思います。どこを比較、考慮されて——教えてもらう必要があると思います。今、市長の答弁だから、当然ながら調べた結果だと思いますから。そこを比較したところの内容を教えてください。——市長ですよ、それは。

○議長（瀬口 健君）

市長、一応起立して指名をお願いします。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その件につきましては調査を依頼しましたので……（「市長の考えはないんですか」と呼ぶ者あり）総務部長、ちょっと説明をお願いしたいと思います。（「市長が答えんなら」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（瀬口 健君）

総務部長と市長と一緒に考えたんでしょうか、どうですか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

後で市長、答えてくださいね。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

最終的な判断は当然、市長のほうにさせていただいたわけなんですけれども、私は市長が判断される上における参考として、いろんな事案についての資料を収集いたしましたので、その中身について御説明するというところでよろしいでしょうか。

まず、総じて、職員がミスをしたときに何がしかの責任を市長がとるといったケースにつきましては、大体1割が多うございました。首長みずからが、例えば、セクハラ疑惑とか、そういうふうに個人が何か社会的な信頼を失墜するような部分につきましては、ほぼ2割が多かったです。

それで、期間につきましてはいろいろなケースがありまして、一月、二月、三月、ほぼその3パターンでした。それで、市長のほうにこういった資料を提示いたしたところ、一番長い三月で私はやりたいというふうにおっしゃいました。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

今の参考にされた市長の最終的な決断が求められておりますので、市長のほうからお願いいたします。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、総務部長が申しあげましたように、その中で3カ月ということで私のほうで判断させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第54号

○議長（瀬口 健君）

日程第20. 議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

改めまして、おはようございます。議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、普通徴収によって徴収する国民健康保険税につきまして、納期ごとの分割金額を平準化して納めやすくするためのものがございます。

改正の主な内容は、まず、納期につきまして第1期である5月分を廃止し、年10回から9回に改めるものがございます。

現行の5月分につきましては、課税の算定基礎となる前年所得額が確定できないため、前年度の国保税額の10分の1に相当する額を仮算定額として賦課いたしております。そのため、年ごとの所得の変動が大きい場合は、所得が確定した本算定による7月分の税額が大きく増減し、更正や還付等が発生することとなります。こうしたことから、5月分の仮算定額での賦課を廃止し、本算定後の7月分を第1期とした年9回の納期に改めるものがございます。

次に、納期ごとの分割金額の端数処理につきましては、現行では8月以降の1,000円未満の端数を7月分の額に集約することから、7月分の税額が他の期の税額より著しく増大する傾向にあるため、今回、端数処理を100円未満に改め、各期の金額をより平準化するものがございます。

詳細につきましては、新旧対照表及び改正内容の資料を添付いたしておりますので、御参照のほどお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第21 議案第55号

○議長（瀬口 健君）

日程第21. 議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

それでは、議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、専門職大学が制度化されたことから、放課後児童支援員の資格要件を拡大するものでございます。

また、第9次地方分権一括法が公布され、地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直し等の一環として、放課後児童健全育成事業に関する児童福祉法の規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正いたしております。

改正の内容は、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、厚生労働省令で定める基準から市町村が参酌すべき基準へと見直されたため、本市条例で規定する職員の資格要件に関する経過措置を延長するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第22 議案第56号

○議長（瀬口 健君）

日程第22. 議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

それでは、議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、家庭的保育事業者等に義務づけている連携施設の確保について、連携施設となることができる施設の範囲の拡大及び連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長をするものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第23 議案第57号

○議長（瀬口 健君）

日程第23. 議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

それでは、議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更や、改正後の子ども・子育て支援法で定める基準の新設、また、特定地域型保育事業者に義務づけている連携施設の確保について、連携施設とすることができる施設の範囲の拡大及び連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長をするものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第24 議案第58号

○議長（瀬口 健君）

日程第24. 議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、土地改良施設の改修工事など農業農村整備事業を実施するに当たり、受益者から分担金を徴収する必要がある場合に、地方自治法第224条の規定の分担金について必要な事項を定めるものでございます。

土地改良事業の終了から相当の年月が経過し、主たる土地改良区が解散いたしておりますことから、老朽化した土地改良施設の改修等について市が実施するに当たり、地元受益者から分担金を徴収するために定めるものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条及び第2条は条例の趣旨、用語の定義を定めております。また、第3条から第5条は分担金の徴収とその額、また、徴収の方法を定めております。次に、第6条から第9条までは督促手数料や徴収の猶予、減免などについて定めております。

続いて、別表では、事業ごとに従来の土地改良区施工の地元負担金の例によりまして分担金の率を定めるものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

分担金の徴収条例の制定ということで、何か具体的な事業があれば教えていただきたいと思いますが。（「所管じゃなか」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

所管に当たりますか。（発言する者あり）よかですか。特別な問題でございますかね。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

条例の第2条に定めておりますけれども、括弧書きにございます「揚水機場及び用水管路

の工事」が中心でございます。いわゆるポンプ場、それから、パイプラインの改修等が中心になるかというふうに考えております。その際に、市が実施いたします際に地元から分担金を従来の例によって徴収するための条例でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第25 議案第59号

○議長（瀬口 健君）

日程第25. 議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、新幹線開通や在来線のダイヤ改正に伴う市営駐車場の利用者減少の対策として、平成26年度から暫定として試行的に料金を値下げしてきた効果や、近隣市の使用料を考慮して駐車場使用料の見直しを行うため、条例を改正するものでございます。

また、令和2年度から一時駐車場として市営渡瀬駅駐車場の供用を開始するため、新たに料金体系等を追加するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑ございませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

ちょっと教えてください。

2ページ目の別表4条関係というやつ、これに瀬高駅前駐車場の月決めと、一番下の渡瀬駅前駐車場の月額が入っていないんですけど、次のページのやつは、ちゃんと4,200円で旧は入っていますが、新に改定欄で入っていないんですけど、月決めはしないということですか。

○議長（瀬口 健君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

議員御指摘のとおり、以前は月決めという部分がありましたけれども、東側につきましては、今、一時駐車場として利用しております。

それで、今度開設する渡瀬駅につきましても、月決め駐車場というのは今のところ検討しておりませんので、時間での駐車場ということで条例を制定しているところでございます。

○議長（瀬口 健君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

いや、瀬高駅東は3,300円であるじゃないですか。（「東じゃなかった、駅前でした。済みません」と呼ぶ者あり）瀬高駅前は4,200円をなくすということですか。それと、渡瀬駅前は月決めを設定しないということですか。

○議長（瀬口 健君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

そのとおりでございます。

○議長（瀬口 健君）

よございますか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

さっきの部長の説明だと、利用頻度が減ったから料金を下げてどうのこうのと。これやっ

たら余計高くなるじゃないですか、月決めがなかったら。毎日300円で、仮に20日間だったら6千円かかりますよ。どういう理屈でなしにしたのか、ちょっと住民にとっては納得いかないのじゃないかなど。

○議長（瀬口 健君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

従来は月決めが4,200円でした。その場合、今回の場合は時間で行うことによりまして……（「1日300円ということ」と呼ぶ者あり）そうです。1日300円を追加していくという形になっておりまして、駐車場の現在の利用が、東側は月決めを行っておりまして、それを、消費税の部分で若干高くなりますけれども、月決めとして利用をしていくことによりしております。

それで、確かに高くなりますけれども、現在の月決めの申し込み台数は東側で十分であるというふうに感じているところでございます。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

今、壇議員の言われた部分で私ももう少し確認したいんですけど、要するに、これは月決めを設定しないというのは、渡瀬駅のほうについて、月決めの需要台数がこれだけはそう見込めないから、短時間の駐車で大いに利用してもらおうというような考えを基礎につくられておるんじゃないんですか。私はそういうふうに関、部長の答で感じたんだけど、明確に教えていただけませんか。

○議長（瀬口 健君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

確かに月決めだけでいきますと、瀬高駅前駐車場については4,200円の現在の条例で一時的に安くして3,200円という形で現在運用をしているところです。現在の利用状況をしますと、週末であったり、そういったときの一時駐車場は大変利用が多うございます。

それで、月決め駐車場につきましては、まだ瀬高駅につきましては東側の駐車場はまだ余裕がある。

それから、渡瀬駅につきましては、渡瀬駅、それから、西鉄の開駅周辺を含めまして月決めは相当あいております。それで、一時駐車場の利用が週末を含めて多々ございますので、そのために今回こういうふうなことでやっているというところがございますので、御理解をお願いします。

○議長（瀬口 健君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

要するに、効率的な運営をする形で、月決めをする需要が見込めないと。例えば、西鉄開駅はほとんどないですよ。そういうところの考えを基礎にしてしたと。ちょっとこの表だけ見ると奇異な感じに、私も壇議員と同じように思ったんですけどですね。確かに私も一時利用しようと思ったらあいていなくて、新幹線に間に合わないようなこともあったので、そういうところで大いに活用させていただくということはありがたいと思います。

質問なしです。以上で終わりです。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんか。（「利用したいやつは割高やん」と呼ぶ者あり）いいですか、そこは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第26 議案第60号

○議長（瀬口 健君）

日程第26. 議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、水道法の一部改正により指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持等を目的として、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、更新の手数料について所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第27 議案第61号

○議長（瀬口 健君）

日程第27. 議案第61号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第61号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算にそれぞれ482,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,215,405千円といたしております。

まず、予算書4ページの第2表 地方債補正でございます。

上水道事業へ出資するため、市債の限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

予算書7ページからでございます。

12款2項1目。農業農村整備事業分担金は、農業農村整備事業における受益者個人からの分担金1,270千円を計上いたしております。

次に、予算書8ページ、14款。国庫支出金、1項1目。障害児通所等支援給付費負担金5,529千円と、9ページの2項2目。地域生活支援事業費補助金2,101千円及び10ページの15款。県支出金、1項1目。障害児通所等支援給付費負担金2,764千円と、11ページの2項2目。地域生活支援事業費補助金1,050千円は、障害児支援サービス費及び移動支援事業費の国県負担金等の不足分を計上いたしております。

また、15款2項4目。農林水産業費県補助金は、本年8月の大雨や9月の台風17号により被災した農業者を支援する被災農業者支援事業費補助金18,124千円等を計上いたしております。

続いて、12ページの16款1項2目。財政調整基金利子は、保有しておりました30年国債の売却に伴う運用利益26,379千円を追加いたしております。

また、13ページの19款1項1目。前年度繰越金412,114千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

次に14ページ、20款4項4目の力強い水田農業確立事業費返還金は、農地バンクを活用した貸付農地の中途解約による交付金の返還金でございます。

15ページの21款1項2目。上水道一般会計出資債は、上水道事業へ出資するための市債を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

予算書16ページからでございます。

2款1項1目。特別職人件費の528千円の減は、市長の職員研修での不適切な資料配布が与えた社会的影響及び教育関係者への冊子配布で政治的疑念を抱かせたことを重く受けとめ、市長給料を1月より3カ月間、20%削減を行うものでございます。

また、9目の財政調整基金費は、条例等に基づき積み立てる前年度剰余金3億円と国債売却に伴う運用利益26,379千円をあわせて財政調整基金に積み立てるものでございます。

続いて17ページ、3款1項4目。障害者福祉費の自立支援給付費18,211千円及び自立支援

医療給付費8,761千円は、障害者福祉サービス費や更生医療費等が見込みより少なかったことなどから、前年度精算によります国県補助金等の返還金でございます。

また、地域生活支援事業費4,203千円、障害児通所等支援給付費11,059千円は、障害者の移動支援事業や障害児支援サービス等の事業費に不足が見込まれるため追加をいたしております。

次に、予算書18ページ、3款2項1目．児童福祉事務費9,132千円及び2目．子どものための教育・保育給付費36,277千円は、一時預かり保育事業や施設型給付費が見込みより少なかったことなどから、前年度精算による国県補助金等の返還金を計上いたしております。

また、19ページ、3款3項1目．生活保護総務費につきましては、医療扶助が見込みより少なかったことなどから、前年度精算による返還金17,149千円を計上いたしております。

続きまして、予算書20ページ、4款1項1目．上水道事業費11,924千円は、上水道事業が行う水道管路耐震化事業で通常より上積みして行う事業に対し、一般会計から出資するものでございます。

続いて21ページ、2項2目．資源ごみリサイクル事業費は、紙おむつやプラスチックごみの処分量が大幅に増加したことから、不足分の処分委託料6,000千円を追加するものでございます。

次に22ページ、6款1項3目．園芸農業振興費のうち被災農業者支援事業費補助金20,485千円は、本年8月の大雨や9月の台風17号で農業施設等を被災した農業者82名に対し、復旧や修繕経費等の一部を助成するものでございます。

また、7目．農業農村整備事業費2,541千円は、長田地区において土地改良施設の揚水ポンプの改修工事を早急に行う必要が生じたことから、県事業を活用し実施するものでございます。

最後に、予算書23ページ、10款2項1目．施設管理費7,000千円は、下庄小学校のプール解体工事費が不足するため追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第28 議案第62号

○議長（瀬口 健君）

日程第28. 議案第62号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第62号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ3,475千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,117,653千円とし、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ975千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14,012千円といたしております。

まず、介護保険事業勘定でございますが、予算書6ページの第2表 債務負担行為補正は、介護保険事業計画策定業務委託料について来年度以降の債務を負担するため、追加いたしております。

続きまして、歳入予算でございますが、9ページの3款2項. 国庫補助金から12ページの7款1項. 一般会計繰入金までは、一般介護予防事業費の追加に伴います国、支払基金、県、一般会計からの交付金、繰入金等を負担割合に応じて計上いたしております。

次に、14ページの歳出予算、4款2項1目. 一般介護予防事業費は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします第8期介護保険事業計画策定のためのニーズ調査委託料等3,475千円を追加いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定でございます。

予算書は15ページからとなります。

予算書17ページ、歳入予算の3款1項1目. 前年度繰越金は一般財源を調整して計上いたしております。

続いて18ページ、歳出予算の2款1項1目. 介護予防支援事業費は、介護予防サービス計

画書作成件数の増加により委託料975千円を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第29 議案第63号

○議長（瀬口 健君）

日程第29. 議案第63号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第63号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ515,878千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

まず、歳入予算の6款1項1目は、一般会計繰入金3,000千円を計上いたしております。

続きまして、7ページの歳出予算ですが、1款1項1目、一般管理費の3,000千円は、さきの9月議会で条例改正を議決いただきました少人数の高齢者世帯の浄化槽使用料の軽減に対応するため、電算システムの改修を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第30 議案第64号

○議長（瀬口 健君）

日程第30. 議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的収入予算に25,573千円を追加し、総額を134,250千円といたしております。

資本的収入予算、1款1項1目. 出資金、4項1目. 国庫補助金の補正を計上しております。

出資金は、瀬高橋で実施します耐震化工事の国庫補助事業が一般会計の繰り出し基準に該当しますことから、高田地区で実施しております耐震化工事とあわせ、出資金を受け入れるために補正するものでございます。

また、国庫補助金につきましては、瀬高橋に添架している配水本管の耐震化工事に対する補助額が確定したことによるものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

ここで追加日程表等を配付しますので、休憩といたします。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（瀬口 健君）

追加日程第1. 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会の組織運営等に係る調査研究について、7名の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議会の組織運営等に係る調査研究について、7名の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定をいたしました。

議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番河野一仁君、4番奥菌由美子君、6番末吉達二郎君、8番前原武美君、9番上津原博君、12番中尾眞智子君、14番宮本五市君、以上7名の諸君を指名いたします。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月5日となっておりますので、御承知おきください。

午前11時44分 散会